

7月26日 改訂

定時見積参加心得

北海道教育庁空知教育局

1 対象契約

定時見積により契約の相手方を決定する契約は、1件の予定価格が30万円未満の次の契約とする。

- (1) 文具・用紙類の購入
- (2) 家具・調度品の購入
- (3) 事務用機器の購入
- (4) 教材・教具用各種用品の購入

1 定時見積の執行

(1) 契約内容の提示

定時見積に付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録（別紙3）を提示して行う。

ア 提示の方法

- (ア) 北海道教育庁空知教育局執務室の所定の場所（以下「執務室」という。）において閲覧に供する。
- (イ) ファクシミリ又は電子メール等により送信する。
- (ウ) 見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付する。

イ 提示の日時

(ア) 日時

- ① 毎週木曜日の午前10時から午後3時まで（閉庁日の場合は翌開庁日）
- ② その他別途指定する日時
- (イ) 定時見積に付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡する。

(2) 見積書の提出方法

ア 提出方法

次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで提出すること。

- (ア) 執務室に設置した見積箱に投函する。
- (イ) 速達郵便等により、次の住所地に送付する。
〒068-8550
岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課総務係
- (ウ) ファクシミリ又は電子メールで提出する。
 - ・ファクシミリ：0126-24-9530（空知教育局代表ファックス）
 - ・電子メール……総務係担当者の電子メールアドレスあて送付。
担当者・アドレス：主事 狩野 未悠【kano.miyuu@pref.hokkaido.lg.jp】

イ 見積書の提出

- (ア) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とすること。なお、課税事業者にあつては見積書に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載すること。
- (イ) 必ず品目毎に、規格、数量、単価及び金額などの内訳を記載すること。
- (ウ) 次のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とする。
 - ① 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出
 - ② 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出
 - ③ 記名押印のない見積書の提出

(3) 契約の相手方の決定

ア 見積書の提出期限終了後、直ちに見積書の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積りをした参加者を契約の相手方として決定する。

イ 決定の結果は、次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により、決定の日

の翌日までに発表する。なお、閲覧等の期間は、次回の契約内容の提示日の前日までとする。

(ア) 執務室において閲覧に供する。

(イ) ファクシミリ又は電子メール等により、当該見積りの参加者に対して送信する。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上ある場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定する。なお、この場合、見積書を提出した者が来庁してくじを引くものとするが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引くものとする。

エ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき及び期限内に見積書の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止める。なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表する。

(4) 発注の通知

契約の相手方を決定したときは、電話等により発注の通知と受注の内容確認を行う。

3 その他

契約の履行に当たり、履行遅滞、発注内容と異なる履行又は不履行などの不誠実な行為があった場合は、当該参加者の参加の停止又は取消しを行うことがある。